

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、A 町で父に国民年金の加入手続をしてもらった後、納付を休むこと無く、昭和 43 年に婚姻により B 市へ転居した後もずっと納付を続けてきた。B 市では、C 会の方が集金に来られ、申立期間も同様に C 会の集金人に付加保険料も含めて納付したので、申立期間について、付加保険料を含めて引き続き納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、12 か月と短期間である申立期間を除けば、国民年金に未加入及び未納の期間は無く、国民年金の資格を取得した昭和 41 年 5 月から第 3 号被保険者となる 61 年 3 月まで国民年金保険料を全て納付しており、47 年 12 月からは付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入資格を喪失しているが、申立人には国民年金の任意加入資格の喪失手続を行った記憶は無く、申立期間当時から C 会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しており、昭和 60 年度の B 市の国民年金保険料収納簿には申立人の氏名が記載されていることから、申立人は、申立期間においても、C 会による集金により納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の付加保険料は、昭和 47 年 12 月は納付と記録されているものの、48 年 1 月から同年 9 月までの期間は納付されていない記録とされて

いたものが、B市が保管する国民年金被保険者記録票により、当該期間も付加保険料が納付されていることが判明したことから、納付と記録訂正された経緯がみられ、申立人に係る年金記録の管理が必ずしも適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 5 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 5 月まで

私は、昭和 41 年 12 月に国民年金に任意加入し、47 年 5 月に厚生年金保険の被保険者となるまで、集金人を通じて国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が還付されたと記録されている。

国民年金保険料を納付したのは確かであり、国民年金保険料の還付を受けた覚えは無いので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料受領票により、申立期間の国民年金保険料は納付されていることが確認できるが、国民年金被保険者台帳によると、申立人が昭和 46 年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、48 年 4 月 28 日付けで申立期間の国民年金保険料が還付決定されていることが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 46 年 5 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、申立人は国民年金被保険者資格を喪失した 46 年 5 月 1 日から厚生年金保険被保険者資格を取得する 47 年 5 月 1 日までの期間において被用者年金の加入は確認できない上、前述のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、任意加入した国民年金被保険者資格を 46 年 5 月 1 日に喪失する合理的な理由は見当たらず、行政側において何らかの事務処理上の誤りがあったことがうかがわれることから、当該期間については、国民年金保険料を納付済みの期間とするのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月の国民年金保険料については、申立

人は同年5月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることから、重複納付した国民年金保険料が還付されたことについては適正な事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和46年5月から47年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私が平成9年3月に会社を退職した後、妻が、妻自身の国民年金の加入手続と一緒に私の国民年金の加入手続も行い、送付された納付書によりA市内の金融機関で二人分の保険料を納付した。

妻の申立期間は納付済みとなっているのに、私の申立期間だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、第1号被保険者として国民年金に加入すべき期間である。このため申立人の妻は、申立人の妻が所持する年金手帳により、A市で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できるが、申立人の妻は同時に申立人の申立期間に係る国民年金加入手続を行ったと説明している上、申立期間はオンライン記録上、第1号被保険者期間であることが確認できることから、同期間の納付書は発行されたものと推認できる。

また、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の妻が記憶している納付金額は、申立期間の保険料額とほぼ一致している上、申立人及び申立人の妻は、申立期間の前後において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度取得するまでの期間、申立期間と同様に国民年金に加入し、その都度保険料を納付していることから、申立期間だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間は全て国民年金保険料を納付しており、「納付書が届いたものについては、その都度、必ず納付していた。」と供述している申立人の妻は、数回にわたる厚生年金保険

と国民年金の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を完納していることから、申立人の妻の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山口厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月29日から同年10月1日まで

私は、平成元年4月にA株式会社に入社し、7年12月に退社するまでの期間において、転勤や同社の関連会社に異動したことはあったが、一貫してBの業務に従事しており、転勤や異動によっても給与額に大きな差は無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたと記憶している。

しかし、私が平成4年10月1日にA株式会社C営業所からA株式会社の関連会社であるD株式会社（事業主は、A株式会社の事業主と同一人）へ異動した際の被保険者記録が、A株式会社に係る資格喪失日は同年9月29日、D株式会社に係る資格取得日は同年10月1日とされており、申立期間の被保険者記録が無く、被保険者期間が継続していないので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及びD株式会社に継続して勤務し（平成4年10月1日にA株式会社から同社の関連会社であるD株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成4年8月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明としており、



これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年1月1日まで

私は、平成元年2月から同年12月31日までの期間において有限会社Aに勤務していた。

私が所持している有限会社Aに係る平成元年2月分から同年12月分までの給与明細書によると、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する有限会社Aに係る給与明細書及び当時の事務担当者の供述から判断すると、申立人が平成元年12月31日までの期間において同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成元年12月分の給与明細書から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が平成元年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 62 年 9 月まで  
② 昭和 63 年 3 月

国民年金に加入した時期、加入場所、誰が手続をしたかなどについてはよく覚えていないが、国民年金保険料が未納となっている期間の納付書が送られて来た際、納付期限が迫っていたことから、毎月の国民年金保険料と一緒に、未納の保険料を 1 か月分ずつ、約 3 年にわたって納付した。

また、昭和 63 年 3 月の保険料は還付された覚えがない。申立期間①が未納とされ、申立期間②の保険料が還付とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の強制加入者の資格取得日及び付加保険料の納付開始日から、平成元年 10 月から同年 11 月頃に払い出されたものと推測でき、オンライン記録から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 60 年 8 月 26 日に遡って国民年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、少なくとも申立期間のうち、60 年 8 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、良く覚えていないと述べるなど、申立人の加入手続当時の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、昭和63年3月分の国民年金保険料は、平成2年5月10日に、一旦納付されていることが確認できるが、同年6月に申立人に対して口座振込により還付した記録が確認できるところ、これは、昭和63年3月分の国民年金保険料が、時効が完成した平成2年5月1日以降に納付されたために還付されたものと考えられ、還付金額は当該期間の保険料額と一致しているなど、当該還付記録に不自然な点は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月及び 53 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月  
② 昭和 53 年 2 月から同年 4 月まで

私は、昭和 52 年 12 月頃に、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は、毎月送られてきていた納付書により、毎月、同市役所同支所で現金納付した。

国民年金保険料の納付書は、横 12 センチから 13 センチ、縦 17 センチ程度の大きさで、保険料額は、2,000 円か 3,000 円程度だったと記憶している。

当時は失業中だったが、何とかお金を工面して納付していたことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月頃に、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の 20 歳適用品者及び厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の国民年金被保険者資格の取得日から、53 年 1 月 4 日以降に払い出され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 52 年 12 月 2 日に遡って取得していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 52 年 12 月に国民年金の加入手続きを行った後は、申立期間①及び②について、A 市役所から毎月送付されてきた納付書により、毎月保険料を納付したとしているが、A 市が申立期間当時に使用していた国民年金保険料納付通知書兼領収書は、6 か月分（4 月分から 9 月分までと 10 月分から 3 月分まで）が領収可能な様式で、年 2 回（4 月と 10 月）の送付であったことが確認できる上、申立人の国民年金の被保険者記録は、平成 22 年

11月25日に基礎年金番号へ統合処理されるまでは、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間①及び②並びに厚生年金被保険者期間を含む昭和52年12月2日から53年9月1日までの期間は、国民年金の未納期間とされていたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和53年1月12日から同年2月17日までの期間及び53年5月8日から同年9月1日までの期間について、「それぞれの期間、就職して厚生年金保険の被保険者となったが、国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことはなく、厚生年金保険に加入しているので当該期間の国民年金保険料は納付しなかった。」と供述している。

加えて、退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失した際には、国民年金への切替手続を行い、国民年金被保険者資格を取得する必要があるが、申立人は、申立期間①及び②以外は国民年金に未加入であり、申立人の国民年金保険料の納付意識は必ずしも高くなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年1月まで

私は、勤務していた会社を平成2年10月に退職した後、しばらくA市に居住していたが、3年の初め頃にB市の実家に転居し、B市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間を含む未納となっていた国民年金保険料の納付書は、前住所のA市からB市の実家に転送されるよう手続きしており、私が結婚（婚姻日は平成4年12月\*日）する前に2回に分け、B市役所で納付したと記憶しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年の初め頃にB市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の20歳適用者の資格取得日及び第3号被保険者の資格取得処理日から、5年1月頃にC市から払い出されており、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、2年10月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された5年1月の時点では、申立期間のうち2年10月及び同年11月の国民年金保険料は、既に時効期限が到来しているため、制度上、納付できない。

また、B市及びA市において申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人のB市における加入手続及び納付状況（国民年金保険料の



納付金額、納付場所及び納付時期等)に関する記憶は曖昧である。

加えて、申立人の両親は、「私の娘が、A市からB市の実家に引っ越してきた時期は、平成4年の春から夏頃であったと記憶しているが、娘宛てに国民年金保険料の納付書が転送されたこと及び私の娘が転送された納付書で国民年金保険料を納付したこと等については、記憶に無い。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月

私は、平成15年8月に会社を退職し、同年9月には次の会社に就職していたが、同年10月又は同年11月頃に、社会保険事務所（当時）から、「厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、国民年金保険料の納付義務がある。」という内容の封書が届き、その中に同年8月分の国民年金保険料の納付書が1枚入っていた。

その頃、私は既に働いていたため、母親に国民年金保険料相当額と納付書を渡し、納付をお願いしたところ、母親が、国民年金保険料の納付後に受領した領収書を私に見せ、「納付してきた。」と言ったことを覚えているので、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと申し立てているが、オンライン記録により、申立人は、平成15年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日に再び厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金への加入手続きを行い、国民年金被保険者となることが必要な期間であるが、オンライン記録では、申立期間は未加入期間となっており、申立人及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、当該期間について、申立人の国民年金被保険者資格の取得手続きを行っていないと供述している。

また、社会保険事務所においては、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者として加入すべき期間が未加入となったまま、再び厚生年金保険被保険者資格を取得した者については、当該未加入期間に係る国民年金の適用勧奨（初回勧奨及び初回勧奨に応じなかった場合に行われる最終勧

奨)が行われることとなっているところ、オンライン記録から、申立人の申立期間について、平成17年2月22日に国民年金未適用者一覧表(最終)が作成されていることが確認できることから、同未適用者一覧表(最終)が作成された時点では、申立人の国民年金被保険者への加入手続は行われていなかったと考えられる。

以上のことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は作成されず、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳について、申立人の母親は、「国民年金の加入記録欄は記載されていない。」と供述している上、申立人に対し、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 6 月頃から同年 8 月頃まで

私は、年金事務所に、船員保険と厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、両申立期間の船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①は、中学校の紹介で一緒に卒業したA氏とB株式会社に入社し、船舶名称は覚えていないが、甲板見習として乗り込んでいた。

申立期間②は、C株式会社（現在は、D株式会社）に公共職業安定所の紹介でE氏と一緒に季節工員として入社し、会社の寮も同室であった。

両申立期間について、船員保険及び厚生年金保険に加入していたはずなので、船員保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している中学校の同級生と一緒にB株式会社に入社したと主張しているA氏は、「申立人とは中学校の同級生で、卒業後の昭和 31 年 3 月 15 日に船員見習として一緒に申立事業所に入社したが、申立人は入社して2か月後ぐらいに退職したと思う。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人はB株式会社に勤務していたことはいかかである。

しかし、B株式会社は、「申立期間当時の資料は保管していないため詳細は不明であるが、当時は雇入れと同時に船員保険に加入させていなかったかもしれない。」と回答しているところ、A氏は、「私は、申立人とは別のF丸に乗り込んだが、船員保険被保険者資格の取得日は、入社日から約2か月後となっており、当時は見習であったので、入社後直ちに船員保

険に加入させてもらえなかったのではないかと思う。」と供述している。

また、申立期間①当時、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚（機関員）は、「私が所持している船員手帳を見ると、船員保険被保険者資格の取得日は、雇入日の約1か月後となっている。」と供述していることなどから判断すると、同社では、申立期間①当時、全ての従業員について、必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名を確認することはできない上、整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間①において、船員保険被保険者として、事業主から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶している同僚の一部の氏名がC株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人はC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D株式会社は、「昭和40年代頃までの期間において、当社の採用形態は、正社員と季節工員（勤務期間が3か月から4か月間）があり、短期労働者である季節工員は厚生年金保険に加入させていなかった。当社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えに申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、申立人が一緒に入社したとする同僚5人のうち、3人はC株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名を確認できない。

さらに、C株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間②当時、工場には、季節工と呼ばれていた期間工員が多くおり、厚生年金保険へは加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立期間②当時のC株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名を確認することはできない上、整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者として、事業主から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月11日から20年4月1日まで

私は、昭和19年3月17日にA株式会社所有のB丸に乗り組んで出港したが、同年6月11日にC島沖で爆沈され、護衛艦に救助されてD国に入港した。

その後、D国で海軍に仮入隊し、国際汽船で日本に帰港したが、乗り組む船舶が無かったので自宅で待機していた。

申立期間もA株式会社から給与が支給されていたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社所有のB丸に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和19年6月11日と記載され、同被保険者名簿の他の被保険者も全員が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、E会調製の「海軍省喪失船舶一覧表」において、B丸が同日に沈没していることが確認できる。

また、申立人は、乗り組んでいたB丸が昭和19年6月11日に沈没し、申立期間においては、A株式会社からは給与は支給されていたが乗船はしていなかったと主張しており、申立人は、申立期間当時、予備船員であったと推認できるところ、船員保険法の規定により予備船員を船員保険法の被保険者とするようになったのは、20年4月以降であることから、申立期間は、制度上、予備船員は船員保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、B丸を所有していたA株式会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録を確認できない上、当該船舶は戦時中、E会の管理下にあったと考えられ

るが、同会に関する資料は保存されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において事業主により船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月31日から同年11月1日まで

私は、昭和24年5月から25年9月20日までの期間において、A所有のB丸に甲板員として乗り込み、C地域を中心に石炭を運搬する業務に継続して従事していたにもかかわらず、申立期間が船員保険の被保険者期間として記録されていない。

私が所持する船員手帳には雇入記録が記載してあるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和24年5月6日から25年9月20日までの期間において、A所有のB丸に雇入れされ、甲板員として勤務していたことが推認できる。

しかし、適用船舶所有者名簿において、A所有のB丸は、申立期間当時、船員保険の適用船舶であったことが確認できない。

また、オンライン記録において、申立人は、申立期間の前後の期間である昭和24年5月1日から同年5月31日までの期間は、D株式会社において、同年11月1日から25年9月20日までの期間は、E組合において、船員保険の被保険者となっていることが確認できるところ、前述の船員手帳において、当該期間は、A所有のB丸に雇入れされたとして記載されていることなどから判断すると、申立船舶は申立期間前後の期間において両事業所に所属していた船舶であったことが推認できるが、D株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同じ24年5月31日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、同社に所属していた別の船舶に乗り込んでいたとする同僚は、「D株式会社は、C市に事務所があったが、政府の政策により昭和24年5月



頃廃止され、同事務所に所属していた多くの船主や船員は、同時期に船員保険被保険者資格を喪失した。その後、船主や船員の多くはE組合などの新たに設立された組合に所属し、船員保険にも加入していった。」と供述している。

さらに、D株式会社及びE組合に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が所持する船員手帳に記載されている申立船舶の船長、及び申立船舶に申立人と一緒に乗り込んでいたとする同僚は、D株式会社における船員保険被保険者資格を昭和24年5月31日に喪失し、E組合における同被保険者資格を同年11月1日に取得していることが確認でき、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の両被保険者名簿において、D株式会社で被保険者記録を有する複数の同僚は、D株式会社における船員保険被保険者資格を昭和24年5月31日に喪失し、E組合における同被保険者資格を同年11月1日に取得していることが確認できる。

また、船舶所有者及び申立船舶と一緒に乗り込んでいたとする船長及び同僚は既に死亡しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間において船員保険に加入し、船舶所有者から船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から8年3月31日まで

私は、平成2年2月に有限会社A（平成7年2月に有限会社Bへ商号変更。）を設立した時から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月31日までの期間において、代表取締役として月額60万円の役員報酬を受け取っていた。

しかし、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の53万円から36万円に下げられた記録となっており、納得できないので、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Bに係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間を含む平成元年4月26日から8年3月31日までの期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年10月1日から同年12月分までの期間に係る標準報酬月額の記録は、当初53万円であったものが36万円に随時改定され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した8年3月31日までの期間において継続していることが確認できるが、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月31日以降に、遡って記録が訂正された形跡は無いなど、不自然さは見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間において標準報酬月額の定時改定（平成5年10月、6年10月及び7年10月）が行われていることが確認でき、当該記録において、不自然さは見当たらないなど、いずれの機会においても事業主が申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出していたことを推認することができない。

加えて、申立人は、「役員報酬は毎月現金で受け取っていた。」と供述しているところ、申立人が提出した申立人名義の普通預金通帳の写しからは、平成7年1月から8年3月までの期間において申立人の報酬月額を確認できる記載は見受けられず、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳、法人税確定申告書（勘定科目内訳明細書）及び総勘定元帳等は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 6 日から 47 年 2 月 4 日まで

私は、申立期間について、A 県 B 区にある C 有限会社の 3 階の寮に住み込みながら、同社で D の業務に従事していた。

就職の際には、厚生年金保険の適用がある会社を選んで就職したと記憶しているが、ねんきん特別便で確認したところ、C 有限会社に係る申立期間の被保険者記録が確認できないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 46 年 2 月 3 日から同年 12 月 28 日までの期間において、C 有限会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、C 有限会社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、C 有限会社の所在地である A 県 B 区を管轄する A 法務局 B 出張所において、同社に係る商業登記簿は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 15 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、人事記録のとおり、昭和 32 年 6 月に A 事業所 B 出張所（現在は、C 事業所 D 事務所）に E 職として入所し、その後も年度ごとに雇用契約を更新し、少なくとも 36 年 4 月末までの期間において、同事業所同出張所で E 職として業務に従事していた。

A 事業所 B 出張所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が入所時ではなく、昭和 36 年 1 月 1 日となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録（乙）の写し、C 事業所の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 6 月 1 から 35 年 3 月 19 日までの期間、及び同年 4 月 1 日から 36 年 1 月 1 日までの期間において、年度ごとに雇用を更新される職員として A 事業所 B 出張所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、申立人と同じ E 職として入所したとする一人は、「私は、昭和 34 年 4 月に、A 事業所に年度ごとに雇用を更新される職員として入所したが、年度ごとに雇用を更新される職員であった期間については厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚が入所したとする 34 年 4 月から厚生年金保険被保険者資格の取得日である 36 年 1 月 1 日までの期間に係る当該同僚の被保険者記録は確認できない上、年度ごとに雇用を更新されたとする他の複数の同僚についても、前述の被保険者名簿において確認でき

る被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する入所時期とが一致していないことが確認できることから判断すると、当時、同所では、年度ごとに雇用を更新される職員について、必ずしも入所と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が提出した人事記録（乙）の写しから、申立人は、A事業所B出張所において、昭和32年6月1日から35年3月19日までの期間、及び同年4月1日から35年11月30日までの期間において、退職手当を伴う年度末の退所及び年度初めの入所を繰り返しながら勤務した後、同年12月1日に常勤的非常勤職員に登録され、F職として日給が支給されることとなったことが確認できるところ、C事業所は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人のように年度ごとに雇用を更新されている者の厚生年金保険への加入の取扱いについては不明である。C組合本部にも確認したが、『厚生年金保険への加入の取扱いは個人ごとで異なっており、人事記録（乙）に常勤的非常勤職員の登録及びF職として日給が記載されていることをもって、厚生年金保険に加入させていたとは言えない。』と回答があった。」としているところ、前述の34年4月に申立人と同じE職として入所したとする同僚は、「昭和35年4月に常勤的非常勤職員になったと記憶している。」と供述するものの、前述の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同じ36年1月1日であるなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人は、昭和35年11月4日に国民年金の加入手続を行い、同年10月1日に遡って資格取得を行っていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同事業所において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したのは昭和36年1月1日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している上、申立期間に申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。